

委員会提出第二号議案

軽油引取税の課税免除措置の継続等を求める意見書

砕石業界は、国土建設の礎として道路、河川、建物等の社会資本の整備に多大な貢献をしてきており、土木建築用の基礎資材である砂利や碎石が低価格で安定供給されることにより、我が国の経済を支える建設業の産業連関が保たれてきたところである。

しかしながら、砕石業界においては、公共工事の低迷等による需要の激減や製品価格の低迷、材料価格の高騰、電気料金の上昇等によるコスト増など、経営を取り巻く環境が厳しさを増している。

こうした中、軽油引取税の課税免除措置が令和九年三月三十一日をもって廃止される見込みであるが、鉱物の掘採事業で使用する機械の動力源の用途として対象となっている課税免除措置が廃止された場合に発生するコストアップ分を製品価格に転嫁することが極めて困難であるため、経営基盤の脆弱な中小企業が大半を占める砕石業者の経営に与える影響は甚大なものとなる。

また、砕石業者が使用する油圧ショベルやブルドーザー等の建設機械は、運輸業等と異なり他の輸送手段や動力源に転換することができないため、砕石業者に信用不安が発生するなどにより砂利や碎石の安定供給が滞る事態が生じた場合、社会資本の整備にも多大な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会及び政府におかれては、引き続き砕石業界が社会資本の整備に必要な骨材等の安定供給という社会的使命を果たしていけるよう、令和九年三月三十一日に期限が到来する軽油引取税の課税免除措置を期間延長又は恒久化することを強く要望する。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年九月二十四日

大分県議会議長 嶋

幸 一

衆議院議長	森英介
参議院議長	関口昌一
内閣総理大臣	高市早苗
財務大臣	藤井比早之
経済産業大臣	片山さつき
国土交通大臣	赤澤亮正
	井林辰憲